

## 説明

東住吉区第2025-02号線(1)(2)間を路線認定、区域決定及び供用開始する。 矢田西第13号線(3)(6)間のうち(4)(5)間を区域変更及び供用開始する。矢田西第<math>14号線(7)(11)[(10)を経る。]間のうち

(8) (9) 間を区域変更及び供用開始する。

矢田西第19号線(12)(15)間のうち(14)部分を区域変更及び供用開始し(13)(15)間を供用開始する。

矢田西第20号線(16)(20)間のうち(17)(18)間を区域変更し(19)(20)間を供用開始する。